

侵略的外来種リスト（仮称）作成の基本方針 （案：事務局改訂 H24. 11. XX）

〈目的〉

平成 20 年 6 月に「生物多様性基本法」が施行され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定め、各主体の責務や生物多様性国家戦略の策定等が規定された。本法に基づき策定された生物多様性国家戦略 2012-2020 には、外来種による生態系等への影響は、我が国の生物多様性が直面する重大な危機の 1 つとして位置づけられている。また、平成 22 年に我が国で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において決議された「愛知目標」においても個別目標 9 において「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定される」等が掲げられている。

侵略的外来種リスト（仮称）は、我が国の生物多様性を保全するため、愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的としている。具体的には、外来生物法に基づく特定外来生物の指定種のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高く、我が国の生態系等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来種をリスト化し、最新の定着状況や侵入経路、我が国における具体的な対策の方向性、利用上の留意点等についての情報をわかりやすく示す。

本リストはこれらのことで、国民の生物多様性保全への関心と知識を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして活用し、更に以下の外来種対策に資するものである。

- 外来種問題に係る各主体への理解促進と協力要請
- 計画的かつ効果的な防除の推進
- 国内由来の外来種対策の推進
- 非意図的導入による外来種の侵入予防と早期対応
- 特定外来生物の適切な指定

なお、生態系等への被害については、特定外来生物被害防止基本方針における「第 2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」の「2 被害の判定の考え方」を準用する。

〈基本的な考え方〉

- 侵略的外来種リスト（仮称）は、今後策定する外来種被害防止行動計画（仮称）の中核的な施策として位置づけられ、特定外来生物等の指定や今後の防除の推進、その他の外来種対策等の基礎となるものである。
- 本リストでは、侵略性が強く、我が国において生態系等に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来種を特定するものである。
- 本リストに掲載される種は、生物多様性条約8条h項（生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。）に則り、侵入防止や拡大防止のための予防や防除等の対策が必要とされる。
- 侵略性が強く、我が国において生態系等に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来種のうち、有用性が高く利用されている種については、利用者の理解と協力を得た上で、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及又はリスクを低減若しくは増大防止するための管理の実施・普及を促す（なお、特定外来生物の指定種を飼養等する場合は外来生物法の許可を得ることが必要である）。
- 本リストは、継続的・定期的にリストの見直し・追加及び関連情報の更新を行う。
- リストの名称は、こうした考え方に合致し、また多くの人に理解されやすい名称を検討することとする。

〈選定の要件〉

1. 選定の対象とする外来種の範囲

侵略的外来種リスト（仮称）に掲載する外来種の選定にあたっては以下の事項に照らし、必要に応じて、種・属・科等の生物分類群を単位とする。

- ・海外から導入された外来種については、基本的には、国内での定着が確認されている種を対象とする。なお、特定外来生物の選定において対象とした「明治元年以降に我が国に導入されたと考えられる生物を対象とする」という基準は考慮せず、導入時期によらず外来種として知見があるものに限定する。
- ・国内に定着していない外来種については、海外において特に侵略性が高いことが知られているものを対象とする。そのうち国内への導入・利用がなされていない外来種については今後国内に導入され、定着する可能性が高いもの

を、既に国内への導入・利用がなされている外来種については逸出して定着する可能性が高い種を対象とする。

- ・国内由来の外来種（国内の他地域から導入される外来種）については、本来の分布情報・生態的知見が充実し、導入された地域での被害の実態が明らかなものを対象とする。
- ・在来種の自然分布域内へ別の遺伝的形質を有する同種の個体を人為的に導入することによる遺伝的攪乱の問題については、特定の種だけでなく、あらゆる種・地域等の可能性を考慮する必要があることから、個別の種をリストに掲載するのではなく、外来種被害防止行動計画（仮称）において以下の行為について幅広く検討する。
 - －在来種の自然分布域内への別の遺伝的形質を有する同種への導入
 - －在来種の形質を改良した系統等の導入
- ・特定外来生物は、外来生物法に基づき指定された種類として全てリストに掲載する。
- ・要注意外来生物（※）については、本リスト作成をもって発展的に解消させる。要注意外来生物に選定されていた外来種は本リストの候補種とし、選定の際の参考情報とする。（※要注意外来生物：生態系等に悪影響を及ぼしうることから、利用について適切な取扱いを求めるものや被害に係る科学的な知見が不足していることから、知見の集積が期待されるものを含む 148 種類が選定されている。外来生物法の規制対象となる特定外来生物とは異なり、規制が課されるものではない。）
- ・感染症・寄生生物等については、明らかに国外から導入され、我が国の野生動植物に大量死を発生させる等、我が国の生態系に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、注意喚起等を行うべきものを対象とする。感染症・寄生生物の宿主となる外来種がリストに選定される場合は、その宿主となる種の付加情報として記載する。

2. 選定の基準

リスト掲載種の選定にあたっては、選定対象種における我が国の生態系への侵略性の強さを基準とする。具体的には潜在的な可能性も含め侵略性の強さを以下の項目により評価する。

▶生物学的条件

- ・定着の可能性（生態的特性：気候適合性、環境適合性、繁殖特性、食性等）
例：温帯域に生息・生育する生物
- ・被害の重大性（生態系被害に関して評価：競合、交雑、捕食等）

例：食肉性哺乳類や肉食性魚類 等

- ・ 分布拡大・拡散の可能性

例：多量の土壌シードバンクを形成する植物

生物体・散布体が小さく発見が困難で非意図的にも拡散されやすい生物 等

- ▶ 自然環境・社会経済的条件

- ・ 定着・分布拡大／拡散の可能性（大量輸入、使い捨ての利用、野外利用の有無、物資への非意図的な随伴等）

例：生き餌、実験試料として生体で大量に輸入、使用されるもの 等

- ・ 生物多様性保全上重要な地域への侵入（国立公園、絶滅危惧種の生息地、世界自然遺産地域等）

例：小笠原諸島、沖縄やんばる地域に侵入するもの 等

- ・ 特段の被害（甚大な人的被害および経済被害の有無等）

例：人体に対する強力な毒を有する生物、物理的に治水等に影響・被害を与える生物 等

※侵略性の強さについて、一定の知見に基づきこれらの基準によって判断できる場合は選定する。ただし、分布状況等不足している情報については、知見の集積に努めるものとする。

〈選定種のカテゴリ区分〉

選定種については、リストを使用する各主体による対策の検討・実施等に寄与することを目的としたカテゴリ区分を行う。

選定した外来種を、「未定着」、「定着初期」、「分布拡大」、「まん延」という国内における野外への定着段階と、それぞれに対応する全国スケールでの対応目標による4つのカテゴリに区分する。全国スケールでの定着段階及び対応目標による区分が難しい小笠原・南西諸島に定着し生態系等に被害を及ぼす外来種と、対応等について別途検討が必要な感染症・寄生生物については、別途区分を設ける。

さらに、これらのカテゴリ区分に関わらず、被害の深刻度により他の選定種より特に甚大な被害が想定され、特段の注意を要する種を「対策優先種」として選定し、対策の推進を図るものとする。

各カテゴリの考え方：

- ・ 未定着

（定着状況）国内への定着情報がないもの。

（対応目標）監視と予防等による、未定着状態の維持。

- ・ 定着初期

（定着状況）国内への定着が一部地域（例えば 5 都道府県未満（生物種の特性に
じ柔軟に検討する）：要検討）のもの。定着後の年数は長い、潜在的
に定着可能な範囲に対して分布が限定的なものを含む。

（対応目標）分布拡大の防止等を図り、国内からの根絶。

- ・ 分布拡大期

（定着状況）国内の多くの地域（例えば 5 都道府県以上（生物種の特性に
軟に検討する）：要検討）に定着しているが、全域には拡大していない
もの。現在も分布を拡大中なのか不明なものも含む。

（対応目標）地域的な根絶（取り除き）による分布拡大の阻止、被害影響の低減等。

- ・ まん延期

（定着状況）全国に分布しており、生育・生息可能な立地・環境では普通に見ら
れるが、未侵入である保全上重要な地域へのさらなる分布拡大・定着が
懸念されるもの。

（対応目標）保護地域等への侵入阻止・侵入予備個体群の排除等、個別に対
応を検討。

- ・ 小笠原・南西諸島

小笠原諸島及び南西諸島は地史的にも生物地理学的にも我が国の他の地域とは異なる特性を有しており、独自の生態系が成立している。多くは小規模な島嶼からなる生態系で、そこに生息する固有種が多く、脆弱性が高い。これまでも外来生物の侵入によって大きな被害を受けた事例が多くある。国内由来の外来種についても特に留意して検討する。

- ・ 感染症・寄生生物

野生動植物の大量死を発生させる等、我が国の生態系に甚大な被害を及ぼすおそれがある感染症・寄生生物・病原体等。

侵入の予防、発生時の宿主移動や感染拡大の防止等、個別の状況に応じた対応の検討が必要とされる。

対策優先種の考え方：

被害の重大性や、侵入地の自然環境への影響、特段の被害を有する等の観点から、特に甚大な被害が予想され、対策の緊急性が高いものを対策優先種として明示する。対策優先種の選定に当たっては、①防除手法が検討可能で対策の

目標を立て得る（各定着段階に応じた対策の目標により検討するが、特に、定着初期であって根絶が可能であるものは考慮することとする）、②生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大、③生物多様性保全上重要な地域へ侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い、④絶滅危惧種への危機的な影響、⑤人間の生命・身体や農林水産業への被害が特に甚大などを考慮して、防除の優先度の考え方に基づいて、総合的に評価・判断する。

さらに、その他、リストの利用に資するよう、対策を行おうとする地域や環境、対策の目標等に応じて、リスト掲載種をグループ等に分けることも検討する。

〈リストの作成〉

選定種について、カテゴリ区分、対策優先種の明示、特定外来生物の指定の有無の情報のほか、侵略性に係る情報として、被害影響の種類、影響が懸念される環境、非意図的導入にかかる主な侵入経路、拡散原因、利用が多く特に管理徹底が必要となるものの利用状況等を示し、一覧できる表形式のリストを作成し、示された中でも特に懸念される項目が分かるように表示する。また、国内由来の外来種については、特に影響が懸念される地域についても表示する。

〈付加情報の整備〉

選定種については、基礎資料として、生物学的特性も含めた侵略性の高さ等をできるだけ客観的に示すとともに、注意喚起を促すため、これまでの定着段階や対策の方向性等以下に挙げる項目についての情報の充実・整理を行い、普及啓発を図るものとする。

なお、代替種がないためやむを得ず利用するが、管理を徹底することにより生態系等への被害を防止できる種については、管理において必要な手法、条件等の情報についても記載する。

また、愛知目標でも重要課題として挙げられている侵入経路の特定や、分布拡散の原因、利用状況といった情報は、今後の防除等対策を検討・実施する上でも重要な情報であることから特に充実を図る必要があり詳細に記載する。

▶基本情報

- ・名称（和名、学名、英名等）
- ・原産地
- ・形態的特徴（近似種との識別等、種判別に資する情報を可能な限り掲載）
- ・生態的特徴（生息/生育環境、食性、繁殖その他生態）

▶侵略性に係る情報（生物学的/自然環境・社会的状況）

- ・生態系等に係る影響・被害
- ・侵入経路（年代、理由）
- ・定着可能性
- ・定着状況（分布図）（国内及び海外における分布状況）
- ・分布拡大の経路
- ・利用状況
- ▶対策に係る情報
 - ・対策の方針
 - ・法的規制の状況
 - ・効果的な防除手法
 - ・防除等取組事例

〈リスト及び付加情報の公表・発信〉

リスト及び付加情報は、誰もが簡単にアクセスできるよう、環境省が作成するホームページのほか、（独）国立環境研究所の侵入生物データベース等と連携して、最新かつ具体的な情報提供を行う。また、パンフレット等を作成し、本リストの普及啓発に努めるものとする。

リストの公表にあたっては、対策を行おうとする地域や環境に応じてリスト掲載種を閲覧することができる等、様々な切り口で、利用に資する方法を検討することとする。

〈リストの見直し・追加〉

我が国における外来種の侵入・拡大状況は刻々と変化しており、また外来種の生態等に係わる新たな知見が集積されつつあることから、リストに新しい情報を加えるために、継続的・定期的にリストの見直し・追加および関連情報の随時の更新を行う。特に、分布状況については継続的な情報の収集・公表に努め、リストの見直しの際や対策に資する科学的根拠として活用することとする。

〈リスト作成の効果〉

本リストは、外来種対策への各主体のより積極的な参加・協力の促進、調査研究・モニタリングや防除等の普及・促進のほか、リスト掲載種の利用抑制、代替種の開発・普及等の効果、地方公共団体における外来種の条例による放出規制、リストの整備促進等の取組の推進が期待される。また、外来生物法における特定外来生物の適切な指定のための基礎資料としての活用も見込まれる。

さらに、外来種による影響は我が国の生物多様性を脅かす危機の一つとして生物多様性国家戦略にも位置付けられており、本リストを通して各主体が生物

多様性保全への認識を深め、生物多様性基本法第 13 条において策定に努めるよう規定されている「生物多様性地域戦略」の策定や見直し等の取組の推進にも資することが期待される。